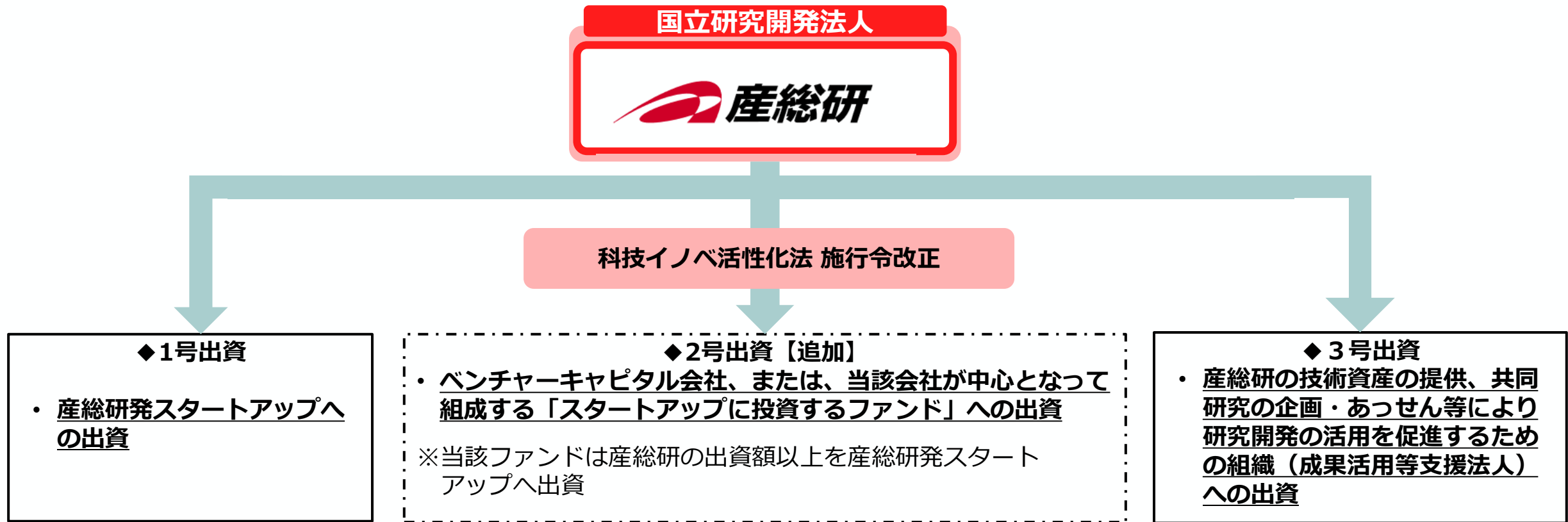


科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部改正（案）

◆改正内容

- 国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成20年政令第314号）別表第2において、法第34条の6第1項第1号（成果活用事業者への出資）及び第3号（成果活用促進者への出資）が出資対象として定められている。
- 現行制度における第1号に基づく直接出資のみでは、出資規模や支援体制に構造的な制約があり、スタートアップに対する資金供給が十分に対応できない状況にあることから、法第34条の6第1項第2号の業務（資金供給等事業者への出資）を追加し、出資規模の拡大及び支援機能の強化を図ることとする。
- 産総研の技術シーズを活用するスタートアップの創業や事業化といった成長を支援し、産総研の研究開発成果をいち早く社会実装に繋げる。



産総研100%出資により、株式会社AIST Solutionsを2023年4月1日設立